

米国各州の環境影響評価制度における 「景観」の取扱状況に関する調査

東京都研究員 小 堀 幸 彦
(オセアノート編)

坂 井 丈 夫
乾 正 順

I 調査概要

1. 調査目的

都条例の環境影響評価項目の1つである「景観」の将来における調査予測及び評価方法の標準化のための基礎資料とする。

2. 調査期間

昭和58年4年1日より昭和59年3月31日まで

3. 調査のフロー

調査のフローを示すと下図のとおりである。

4. 調査内容

(1) 各州政府に対するアンケート調査

ア 調査方法

米国内における景観の環境アセスメントでの取扱

い状況の概要を把握する方法として、回答選択式及び記述式のアンケートによるものとし、配布、回収とも郵送により実施した。

イ 調査対象

調査対象は、アメリカ合衆国内の50州全州とし、各州の担当部署が不明であったため、まず各州知事宛とし、関連部署への回送を依頼した。

ウ 実施時期

昭和58年7月30日より昭和59年1月31日までとし、締め切った。これは、各州毎に担当部署が異なり、州内での回送時間が異なるため、日本への回答時期に大きな相違が生じることを考慮したためである。

エ 調査項目

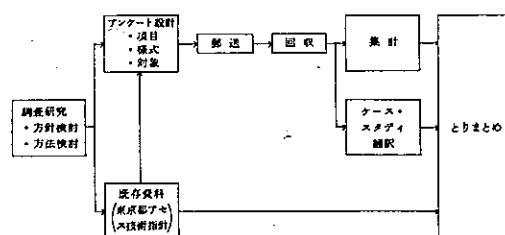


図1 調査研究フロー

郵送方式による間接方式であり、かつ各州の事情により景観の重要性やアセスメント制度自体に大きな違いがあることが予想されたため、設問とその表現については、できるだけ簡略に、かつ誤解の生じないよう考慮したが、回答所要時間については記述式の設問もあり、件数、条例番号等の具体的情報を要求する箇所もあるため約1時間程度を目途として設計した。

ただし、外国への調査であること、また時期的に夏期休暇の直後にアンケートが郵送される必要があったことなどから、事前の試行は実施しなかった。

アンケート調査の内容は、下の各項について尋ねている。

- Q1 環境アセスメントにおける景観の重要性
- Q2 景観関連アセスメントにおける自然・都市・文化・歴史の重要性
- Q3 具体的アセスメント指針と、その中の景観関連事項
- Q4 新しい景観の創出についての方策
- Q5 環境アセスメント制度以外での景観の取扱い
- Q6 事業後の監視制度
- Q7 景観に関する法規、条例
- Q8 景観のアセスメント

なお、アンケート用紙の冒頭部分は、記入年月日、州名、担当部署名、担当者名の記入欄とした。

オ集計分析の方法

回答数が少ないと（特に有効回答数）、設問が選択肢方式をとったところでも、文章形式による記述解答が多かったことから、集計は手集計によった。

有効回答数のうち、統計的処理が可能なものをさらに選び出し、以下の各項について単純集計を行うとともに、州別比較のため各州の数値も合わせて図化した。

集計項目は、環境アセスメントにおいて景観が重要な論点となった割合、景観関連アセスメントにおける自然、都市、文化・歴史景観の構成比、及び環境アセスメント各段階（東京都指針参照）ごとの適用手法別の頻度別件数（適用州数）である。

集計に用いた州は、アラスカ、コネクティカット、メリーランド、ミシガン、メイン、ネブラスカ、ノ

ース・カラライナ、ヴァーモント、ウィスコンシンの9州である。この選択基準は、単に選択肢方式の設問に記入があったかないかというものであり、この9州の集計結果が必ずしもアメリカ合衆国全体の傾向を示すものではないことは無論である。

分析は、集計項目毎の結果を参考にしつつ、州別実態として集計に用いなかった他州の状況も含めて記述している。

(2) ケース・スタディー

ア対象事例

研究の対象とした事例は、回答アンケートに同封されていた資料中より、景観についての評価手法として最もまとまりのあると思われたアラスカ州の“Denali to Wrangell-St.Elias”を選んだ（選定の理由については、「結果と考察」を参照）。

イ研究内容

研究は、英文資料の通読後、関連部分の全訳を行い（付録に収録）、要旨の整理記述の後、考察を加えた。

II 調査結果

1. アンケート調査

(1) 回収状況と回答率

アンケートの回収状況は、表1、および図2に示す通りである。昭和58年の本調査は、対象としてアメリカ全50州を選定し、記入依頼状とともにアンケート用紙を発送した、このうち回答数は31であったが、同一州内の部署からの回答もあったため、有効回答を得たのは29州からであった。

この29州のうち、アセスメント制度自体がない、景観について特にアセスメントをしない等の理由からアンケートに記入しなかった州が15あり、記入はあっても、景観に関する情報が皆無な所もあり、記入があり、かつ集計に使用可能な数は9州分にとどまった。（表1及び図1、図2参照）。

表1 アンケート回収状況

州名	担当部署・ 担当者名	発信日	回答内容	アンケート解答状況							
				Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8
Alaska	Dept. of Natural Resources Division of Land & Water Mgmt. (Miss) Margaret J. Hayes	Sep. 2	・記入済アンケート - "Policy and Procedure Manual" - "Denial to Wrangell-St.Elias"	△	○	○	○	○	○	○	○
Arizona	Office of The Governor (Miss) Jane S. Rosenbaum	Sep. 8	・なし	×	×	×	×	×	×	×	×
Arkansas	Dept. of Pollution Control and Ecology Mr. Edward S. Morris	Aug. 16	・なし	×	×	×	×	×	×	×	×
California	Dept. of Parks and Recreation Mr. Wm. S. Briner	Sep. 6	・"Resource Agency"	×	×	×	×	×	×	×	×
Colorado	Dept. of Natural Resources Mr. Dewitt John	Aug. 26	・なし	×	×	×	×	×	×	×	×
Connecticut	Dept. of Environmental Protection, PLANNING & Coord./Catalytic Mgmt Mr. Frederick L. Riese	Nov. 3	・記入済アンケート - "Connecticut Environmental Policy Act"	○	○	○	○	○	○	○	○
Delaware	Dept. of Natural Resources and Environmental Control Mr. Donald E. Williams	Oct. 13	・"Application for a Coastal Zone Permit"	×	×	×	×	×	×	×	×
Florida	Dept. of Environmental Regulation Mr. Williams L. Buzick	Aug. 15	・"Regulation of Stormwater Discharge" - "Environmental Control" - "Permits" - "State Land"	×	×	×	×	×	×	×	×
Georgia	Dept. of Natural Resources Mr. Carl B. Osborn	Aug. 10	・記入済アンケート	△	△	×	○	×	○	○	△
Hawaii (1)	Dept. of Planning and Economic Development Mr. Kent M. Keith	Aug. 30	・記入済アンケート - "The Hawaii State Plan" の抜粋	△	△	○	○	○	○	○	○
Hawaii (2)	Dept. of Land Utilization/Design Mr. Benjamin T. Torigoe	Nov. 1	・記入済アンケート - APPENDIX A. - APPENDIX C. (Central Coordinating Agency Rules) - APPENDIX B.	×	×	○	○	○	○	○	○
Kansas	Dept. of Health and Environment Mrs. Barbara J. Sabol	Sep. 27	・State Capitol								
Maryland	Executive Dept. Mr. Harry Hughes (Governor)	Aug. 26	・記入済アンケート - "Environmental Assessment Form" のサンプル - "Table of Contents of Federally Funded Project"	○	△	×	○	○	×	○	○
Michigan	Office of The Governor Mr. David Dempsey	Oct. 17	・記入済アンケート - "Shorelands Protection Act" - "Environmental Impact Statements"	○	○	○	×	×	○	○	○
Mississippi	Office of The Governor Mr. William Winter	Sep. 9	・なし	×	×	×	×	×	×	×	×
Missouri (1)	Executive Office Mr. Christopher S. Bond	Sep. 22	・なし	×	×	×	×	×	×	×	×
Missouri (2)	Dept. of Natural Resources Mr. Fred A. Lafser	Oct. 6	・記入済アンケート	○	○	○	○	○	○	△	○
Maine	Dept. of Environmental Protection Mr. Henry E. Warren	Sep. 27	・記入済アンケート - "Site Location of Development"	×	○	○	×	○	○	○	○

州名	担当部署 担当者名	免信日	回答内容	アンケート回答状況							
				Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8
Montana	Dept. of Fish, Wildlife and Parks Mr. James W. Flynn	Aug. 31	なし	×	×	×	×	×	×	×	×
Nebraska	Dept. of Environmental Control Mr. George H. Ludwig	Aug. 18	記入済アンケート • "Nebraska Water Quality Standards for Surface Water of the State" • "Nebraska Environmental Protection Act" • "Environmental Information Documents" • "Guiding Principles for Treatment Works Architecture"	○	○	○	○	○	○	○	○
Nevada	Dept. of Conservation and Natural Resources (Miss) Pamela B. Wilcox	Sep. 21	なし	×	×	×	×	×	×	×	×
New Hampshire	Office of State Planning Mr. William Hoffman	Sep. 14	記入済アンケート • "Building Regulation" • "Planning Legislation"	○	△	○	○	○	○	×	○
North Carolina	Dept. of Natural Resources & Community Development Mr. William L. Flournoy, Jr.	Sep. 13	記入済アンケート • "Partified Bill" • "Principle laws and regulations"	○	○	×	○	○	○	○	○
Oregon	Dept. of Environmental Quality (Miss) Maggie Conbeg Dept. of Land Conservation and Development Mr. James B. Knight	Aug. 17	記入済アンケート • "Administrative Rules" • "Oregon's Land Use Program and the Protection of Agricultural land ..." • "Oregon land use Stances"	×	×	○	○	×	×	×	×
Tennessee	State Planning Office Mr. Thomas M. Webb	Sep. 23	なし	×	×	×	×	×	×	×	×
Vermont	Agency of Environmental Conservation Mr. Stephen B. Sease	Aug. 17	記入済アンケート • "Vermont's Land Use and Development Law" • "Public Service Board's Certificate of Public Good"	△	○	○	×	○	○	○	○
Virginia	Office of the Governor Mr. H. Benson Dendy	Aug. 15	なし	×	×	×	×	×	×	×	×
West Virginia	Office of the Governor Mr. John D. Rockefeller IV	Sep. 7	なし	×	×	×	×	×	×	×	×
Washington	Dept. of Ecology Mr. Donald W. Moos	Aug. 29	記入済アンケート • "Final Findings of Fact, Conclusions of Law and Order" • "SEPA Guidelines" • "The Sensitive Area Review Process" • "Columbia River Gorge Commission"	△	×	○	○	×	×	○	○
Wisconsin	Office of the Governor Mr. Anthony S. Earl	Oct. 13	記入済アンケート • "Environmental Assessment" サンプル • "Wisconsin Environmental Policy Act" • "Natural Resources Board Agenda Item"	○	○	○	○	○	○	○	○
Wyoming	Dept. of Environmental Quality Mr. Robert E. Sundin	Sep. 7	• "Wyoming Environmental Quality Act"	×	×	×	×	×	×	×	×

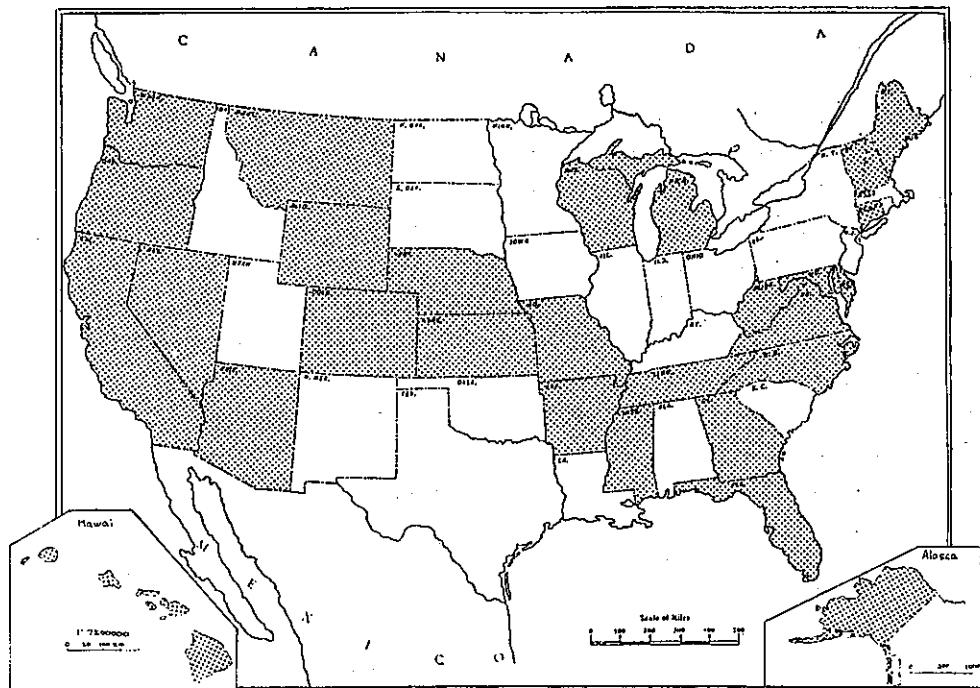


図2 解答のあった州

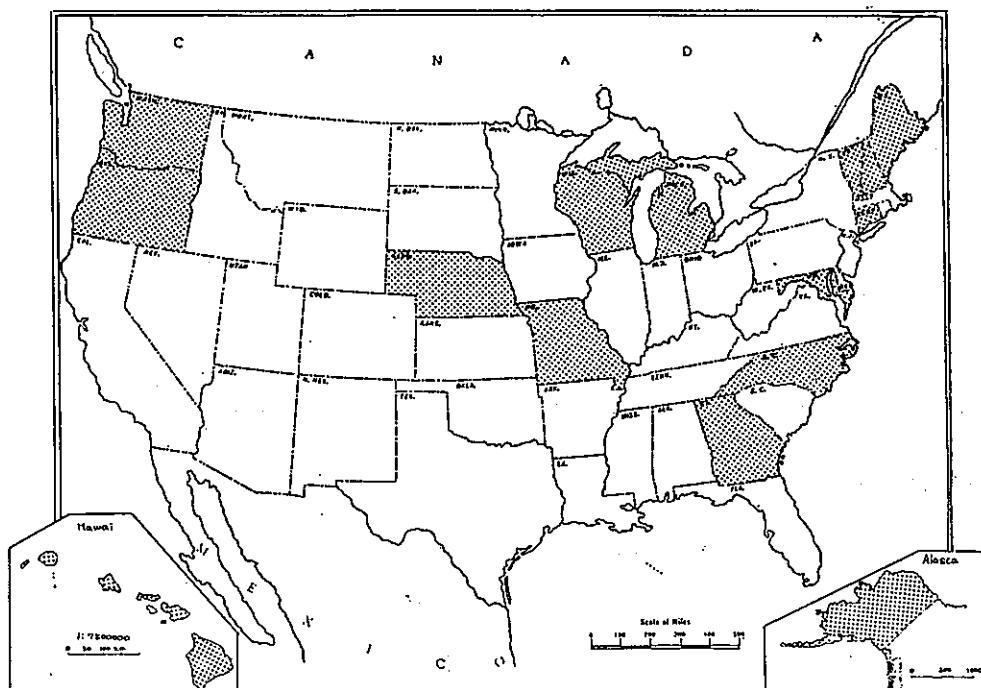


図3 アンケート記入のあった州

(2) 概要

ア州別実態(アルファベット順)

①アラスカ

アラスカ州は1億3百万エーカー(約3758万ヘクタール)の土地を所有しているが、この大部分は自然に放置されたままである。州が取扱う環境アセスメントは年間約360件であり、このうち8割が景観に対する考慮を要するものである。

その内訳は、8割が自然景観、1割が文化・歴史景観に関するもので、都市景観に関するもの、「その他」はそれぞれ5%と少ない。

州独自のアセスメント指針としては、“DIVISION OF LAND AND WATER MANAGEMENT, POLICY AND PROCEDURE MANUAL”がある。

新しい景観創出に関しては、自然環境の再生のため傾斜基準や、緑化事業に力を入れつつある。

アセスメントの対象以下の規模の事業については一般規定により景観保護を行っており、履行保証金制度により監理している。

開発後の監視制度もあり、ときたま開発者に再整備の指示を行う場合がある。

関連法規としては、アラスカ州法38.04.015 38.04.070があり、アラスカ行政規定11AAC 55.090がある。

手法としては、既存データとして等高線図、土地利用図を使う場合がほとんどであり、航空写真、現地写真もしばしば用いられる。

現地調査としては、踏査のほか現地写真撮影がしばしば行われている。

コンピュータによるモデルも比較的用いられているようであるが従来からの記述式説明法がより一般的で多用されている。

最終的評価については、個人の主観的評価が常に用いられている外、統計評価、慣行による評価もしばしば用いられている。

②アリゾナ

この州には、環境アセスメントの中での景観についての評価の義務づけがない。

例外として、州の補助による公共事業にからむ環境への悪影響の調整の一手段として使われるか、特定事業に対する市民からの要請に答えるために用い

られるかで、これもあくまでケース・バイ・ケースである。

③アーカンソー

この州も、公害管理・エコロジー部があるが、EISを義務づけておらず、むしろ市レベルでのものが多いとの回答にとどまっている。

④カリフォルニア

景観に関するアセスメントについては、ほとんどが自然景観に関するものに重点がおかれている。

しかし、その具体的な取扱い状況に関する回答、資料は入手できなかった。

カリフォルニア環境質法(CEQ : 1970)の実施指針があるが、これ自体の詳述は、本研究の主旨と若干異なるので、ここでは触れない。

⑤コロラド

コロラド州ではアセスメント制度がない。

州自体、州土の4%強を所有しており、景観についての考慮は行うが非公式なものである。

⑥コネクティカット

この州では、環境保全部がアセスメントを扱っており、104件のうち17件が景観が特に問題となったものであった。

その内訳は3/4が自然景観、1/4が文化・歴史景観にかかるもので都市景観についてのものは皆無であった。

州独自の指針としては、コネクティカット環境政策法(Connecticut Environmental Policy Act)がある。

新しい景観創出についての公式の法規はなく、例外として、海浜公園用の砂浜の拡幅工事がある程度である。

また、単独事業としてでないが、開発によるマイナス分を補充するために、湿地帯や野生動物の生息地を創出や補強することはある。

環境アセスメントの対象とならない小規模事業についての方策も、このような調整策以外は皆無である。

開発後の監視制度は特にならないが、開発許可証の通り施工されているかどうかについては、勿論監視する(湿地開発、排水許可等)。

関連法規としては、州保全・開発計画があり、既

存の土地利用を基礎に将来のあるべき土地利用の方針を示している。州が関係するすべての事業や行為は、これと一致することが義務づけられているが、規制というよりは、指針というべきものである。

景観についてのアセス手法としては、現況把握の際には、等高線図が必ず用いられる外、土地利用図、宅地図、航空写真等の既存データがアセスの各ステップでよく用いられている。現地踏査は、しばしば実施されるのに對し、模型や、コンピュータ・モデルなどは皆無である。その他の手法として記述による説明も多い。

最終評価に関しては、この州でも個人の主觀的な判断によることが多いとしている。

⑦デラウェア

デラウェア州の環境アセスメントにかかる「景観」の定義としては、「土地の自然特性としての、美的、生物学的な質」とされている。

この州で、景観への影響をアセスメントの中で行うよう義務づけているのは、デラウェア州沿岸域法(Coastal Zone Act)湿地法(Wetland Act)の2法である。

「沿岸域法」の目的は、はっきり「自然の美観」の保護とうたっており、当法におけるEISの定義においても、「(沿岸)域の美観」についての影響と明確である。

しかし、今までの沿岸域でのほとんど(98%程度)の事例においては、景観が決定的な重要な論点となったことはなかった。これは、この法により規制を受ける工業開発事業のほとんどが、北部デラウェアのいわゆる高密度都市域に集中しており、このような地域では法制定以前より、かなりの自然景観が産業活動により改変してしまっていたためである。

「湿地法」は、州内湿地の消滅や悪化を防止するために制定されたが、特に「周辺域における眺望の美しさ」の評価を湿地開発許可を要する事業のアセス時に義務づけている。

しかし、実際の許可判断の事例をみると、景色の良さとか美観といったものは重要なファクターではなく、むしろ州の指定になる湿地の消失や乱開発が大きな要素となっているようである。

具体的な二法の拘束力としては、景観における美

的価値が重要要素となっている場合には、景観特性の消失を可能な限り防ぐこと、あるいは、その失われた特性を他へ移し替えることを義務づける権限がある。

例えば、もし沿岸工業開発により林地がなくなる場合は、新しい植林を義務づけたり、あるいは住宅地が隣接する場合には樹木(高木、低木)を目隠しとして植えることを義務づけたりする。

沿岸域許可申請書の第8部には景観に関する美しい景色、美観質についての情報の提示義務を特記している。

アセスメントの手法に関しては、景観質の評価はすべて、主觀的判断にもとづいて行っており、少なくとも天然資源・環境管理部においては、定量的あるいは準客觀的なシステムはないとのことであった。

しかし、すべてがケース・バイ・ケースに主觀的に判断されるのではなく、州内の風光明媚な地区は、沿岸管理計画(Coastal Management Program)のための重要地域として指定されている。

⑧フロリダ

景観に関する具体的な回答、資料は入手できなかった。

⑨ジョージア

ジョージア州法には、いわゆる環境アセスメントに関する規定がない。連邦のアセスメント対象事業(NEPA対象)の際にも景観の比重は極く小さく、(但し、貯水池、森林の皆伐などの事業は除く)州法である固形廃棄物・露天掘り・浸食管理法の施行に際しては、主觀的な考慮は行うものの、最終判断の論点となることはほとんどない。

したがってより基本的な環境保全項目と考えられる大気、水の汚染防止と比べれば、あまり重要視されていないし、景観に対する公式的な考慮がなされたこともない。

ただ、露天掘り事業の終了後には、事業以前の自然状態を再生させることが義務づけられており、当然事業後の監視制度も制度化されている。これに関する州法としては、露天掘り法、固形廃棄物法管理法、侵食・堆積管理法がある。

この様な場合、手法としては、等高線図、航空・現地写真撮影、現地調査が用いられている。最終評

価法は、先に述べたように主観的方法、慣習に従っている。

⑩ハワイ

①ハワイ州

ハワイ州における環境アセスメントは、「環境質委員会：環境影響評価規則（Environmental Quality Commission : Environmental Impact Statement Regulations）によるものである。しかし、実際のアセスにおいて景観が主要な論点となったことはないとしている。

景観に対するアセスの内訳区分（自然、都市、歴史、文化等）は不明である。

新しい景観の創出に関しては、改正州法第57章に、郡（カウンティー）による都市・地域デザイン・プランの作成をうたっている。

環境アセスメント対象以下の事業について、各郡の制定する包括用途規定及び特別デザイン条例により規制している。

景観に関する関連法規としては、ハワイ州計画（改正州法第226章）都市・地域デザイン（同、第57章）がある。

景観のアセスメント手法は、各段階とも、土地利用図が常に用いられるほか、既存現地写真、既存データが多用されている。この外、等高線図、用途別建築物図、航空写真観光・レクリエーション関連データ、現地での写真撮影なども用いられている。コンピュータ等のモデリング手法は使われておらず、記述説明法が多用されている。

最終評価は、主観的な個人判断によっている。

⑥ホノルル郡／市

前述の州との対比のため、ホノルル郡／市（City and County of Honolulu）における景観の取り扱い状況を併記する。

ホノルルにおいても、州と同様景観が単独で主要なアセスの論点となることはなく、むしろ、逆に景観をその一部にとり込まないような開発はないとしており、この地域の特徴となっている。

また、景観アセスメントの内訳は、ここでも不明であるが、やはり、この地域特性からして、その分類自体が困難なものと思われる。

この郡／市、独自のアセス規制としては、宅地に

関しての「計画開発（Planned Development）」と「クラスター開発（Cluster Development）」がある。また「歴史・文化・眺望地区（Historic, Cultural and Scenic District : HCSD）」と「特別デザイン地区（Special Design District : SDD）」事業がある。

新しい景観創出の為のいわゆる景観管理計画といった特別な手段は持っていないが、次の関連条例がある。

1. 特別指定樹木条件
2. 歴史・文化・眺望地区条例
3. 特別デザイン地区条例
4. 計画開発…住宅、クラスター住宅開発条例
5. 特別管理地区条例と、その規定

環境アセス対象以下の事業に対しては、次の手段で対応している。

1. HCSDとSDD 内での、樹木の替えと、その施行管理
2. HCSDとSDD 内での全事業に対する造園の義務づけ
3. 特別指定樹木条例による、特別指定樹木の伐採、破壊の禁止

さらに、事後については、

1. 不定期での監視、又は建設後評価
2. 中央統括局（Central Coordinating Agency : 部内組織）による監視、施行
3. 建築監査官による非公式のチェック

があげられている。

手法としては、現地調査が重視されており、現場での写真撮影が必ず行われている。この外、既存データとして、宅地図、観光・レクリエーション関連のデータもかなり利用されている。物理模型コンピュータモデルなどはあまり用いられないが、オーバレイ法、モニターシュ写真、イメージマップ法も用いられ、景観の連続写真が常用されている。

最終評価については、個人の主観によるもの、統計的評価、慣習によるものが、それぞれ用いられることがあるが、より一般的には集団合意形成による主観的な方法が用いられている。

⑪カナサス

カナサス州自身にアセスメント法はなく、連邦事業について実施するにとどまっている。

また、景観をはじめ美的評価に対しての特別な州法も存在しない。例外として、州庁舎周辺地区での美観維持に関する法があるのみであり、Capital Area Plaza Authorityによって管理されている（州法75-2236 Capital area planning and development）。

⑫メリーランド

環境アセスメントは、州予算に関するすべての事業を対象に州法により義務づけられている。

連邦レベルでのアセスメントの対象外のこれら州事業としては、州政府庁舎、病院、公園、監獄、大学、各種学校などがあり、新規建設だけでなく、その改修も対象となっている。

アセスメントは、予算要求をしてくるこれらの部局が、主觀的・客觀的な情報をもとに、自ら評価するという方法をとっている。

このような中で、「景観」はどの場合にも考慮される必須事項ではあるが、重大な論点となることはほとんどない。

景観に特に影響が大きいタイプの事業としては、広大な土地収用を伴うもの、あるいは、高架道路のように長距離にわたるものなどが都市部、地方部を問わず存在する。

景観に関するアセスの内訳については、自然景観に関するものは1割弱にとどまっており（ほとんどレクリエーション公園の建設）、残りの約9割が都市景観に関するものである。文化・歴史に関するものとしては、修復、保存、再建、保全などの事業があるが極く僅かである。

州独自の指針として「環境影響評価様式（Environmental Assessment Form）」があり、州立法府の承認が必要な全事業に適用されている。

州が事業主体となる事業においては、自然・人工を問わず、周囲との調和が図られている。また、これら事業自体、緑地、庭園、屋外の休憩施設等、そこで働く人達への配慮を行うものである。

この外、鉱業、土砂採石などの事業者に対し、事業終了後の原状復帰を義務づけるよう現在検討中と

のことである。

メリーランドにおいては、新しい景観の創出よりも、現状の景観の保護に重点がおかれているようである。

州の事業に関する限り、特に自らの事後監視制度というものはないが、実施後の評価により、より良い将来の事業計画への資料を得ているとのことである。

手法に関しては、対象が州事業であり、事業の設計者が問題のある箇所は、改善しながら計画する訳で、特にユニークな手法を用いるということではない。ただし現状の正確な把握ということについては、特に重点をおいているとのことであった。

⑬ミシガン

ミシガン州法には、EISに関する規定があり、景観もその中で取扱われている。

景観が重大な論点となったのは250ケース中10ケース程度であり、その内訳は自然景観75%、文化・歴史景観が25%としており、州独自の指針がある（MERB-EIS-PP-15, 16）。

新しい景観創出、対象外の小規模事業についての景観保護方策はいずれもないとしている。

関連法としては、自然河川法（Natural River Act 231），1970，野生、自然区法（Wilderne-ss & Natural Area Act 241），1972，砂丘保護法（Sand Duna Protection Act 222），1976，海岸保全法（Shorelands Protection Act 245），1970，内水面・河川法（Inland Lakes and Stream Act 245），1966，自然美観道路法（Natural Beauty Roads Act 150），1970，土壤侵食・堆積法（Soil Erosion & Sedimentation Act 347），1972 がある。

手法としては、等高線図が常時用いられる外、土地利用図等の既存データの外、現地踏査が多用されている。この外、現地写真撮影、物理模型、鳥瞰図、ベース、オーバレイ・モンタージュ写真、記述説明も用いられることがある。

⑭ミシシッピー

回送中

⑮ミズーリ

この州自体は景観に関するアセスを規定した法律はない。

美術的観点から、州主体事業の設計時に考慮することはあるが、包括的な、いわゆるアセスメント制度としてのものはないとのこと。

ただし、他の州と同様、郡とか市に対して、計画や利用規制の権限を与える法律は施行されている。

⑯メイン

州の規定するアセスメントの中にも、景観への評価が位置づけられており、概ね300事例中50例で景観が重要なポイントとなったとのことである。

その内訳は、自然景観84%、都市景観10%に対し、文化・歴史景観は1%，その他5%となっており、自然、都市景観の比重が高い。

州自体、新規景観の創出についての手段は具体的には持っておらず、アセス対象以下の事業については、郡や市の権限にあるとしている。

ただし、事後の監視については「施行、現地サービス課(Division of Enforcement & Field Services)」がフォローしている。

関連する法規としては、改正メイン州法(注釈付き)、第38号、第3章、「開発立地選定(Site Location of Development)」がある。

手法としては、等高線図、現地及び航空写真が多用されている外、現地踏査、撮影がしばしば行われている。

その他の手法も用いられることがあるが、多用されていない。

最終評価は、個人の主観的判断、慣習により、統計的手法は全く用いられていない。

⑰モンタナ

モンタナ州にも環境アセス制度はあるが、その中で景観は重要な項目としては規定されていない。

したがって、具体的な回答はなかった。

⑯ネブラスカ

ネブラスカ州環境管理部によれば、景観が重要なポイントとなったアセスメントは100件中2件にすぎない。内訳は、自然、都市景観に関するものが、それぞれ8割、2割を占め、文化・歴史景観に関するものは極く僅か(2%程度)みられるにすぎない。

独自の指針としては、ネブラスカ環境保全法

Nebraska Environmental Protection Act)を基に種々のガイドラインが制定されている。

新しい景観の創出については、各計画、設計段階でオープンスペースやレクリエーションの機会創出の可能性が分析、評価されているとのことであった。

また、すべての事業はその施設計画時に環境への影響評価が義務づけられているとし、事業規模の大小による差はないとしている。

事後の監視は、会計検査によっている。

手法としては、等高線図、航空写真を多用するほか、その他の既存データの利用、現地踏査が若干行われる程度である。最終評価は、個人の主観的判断や慣習によるとしている。

この州も、明記はしていないものの、前述のメリーランド、ミズーリ州と同様、州の資金を要する事業を対象としているようである。

⑯ネバダ

州レベルでのアセス制度はない。したがって、景観のアセスでの位置づけについても回答はない。

⑯ニューパンプシャー

州企画室によれば、この州ではアセス制度はなく、したがって景観についても、何らかの規定があるわけではない。

景観についての評価は、むしろ計画時にプランナーが個々に考慮するもので、郡や市のチェックを受けるには、未だ公式化されにくい面が多すぎるとしている。

郡、市での利用規制が現時点では唯一の関連法律といえる。

景観についての評価のやり方も、したがって、すべて個人の主観によっている。

⑯ノース・カロライナ

州レベルでの景観についての関わりは、州法としてのノース・カロライナ環境政策法、その他を通じてのものである。

過去200件のうち10件が景観が重大な論点となつたものである。景観アセスの内訳は、約8割が自然1割5分が都市、残り5分が文化・歴史に関するものである。

特に、きまつた州の指針はないが、景観に関しては、必要なときに視覚資源管理(Visual Resour-

ce Management) 等の一般的なアセス手法を用いることがある。

環境への大きな影響が避けられないときには、NEPAや、このNCEPAにより、その緩和策を講じるよう要請できるが、これが視覚的なデザイン等について実施されることは、ほとんどない。

NCEPAにより、ほとんどの公共事業はアセスされることになるが、それ以下の小規模事業は、それが集合したとき大きな影響を及ぼすと認識されており、これらは郡、市にその管理責任がある。

この郡や市の管理能力を十分に発揮させるため、州では沿岸域管理法、小岳法、等を施行しているが景観に関する詳細なアセスは、これら郡、市に任せられている。

事後の監視については、未確立の分野であり、現在その確立に向けて検討を開始した段階である。

したがって、景観についてのモニタリングは現在一切行っていない。

手法として用いられるのは、現況把握時には、等高線図、土地利用図、航空写真、観光・レクリエーションデータ等の既存データが多用されるが、影響予測に対しては、これらの外に現地写真、現地踏査、撮影、物理模型、鳥瞰図、オーバレイ法、モンタージュ写真や記述説明が用いられる。

最終評価は、ほとんど個人の主觀によるものである。

② オレゴン

オレゴン州では、環境アセスの制度があるが、景観に関しては総合土地利用計画の中で位置づけられている。1973年以降、この州内土地利用計画は州と郡、市との協同管轄となっている。この取り決めにより、郡や市は、州土地利用規定（「州土地利用の目標」：Statewide Land Use Goals）に沿って計画案を作成し、州へ提出する。これを、土地保全開発部が、(1)州の目標が満たされているか、(2)州、連邦、及び郡や市の利害調整がうまくなされているか、(3)計画資料の内部の整合性があるかをチェックする。この評価決定は、この部の上位組織である土地保全開発委員会（知事任命による市民7名、4年間任期）により行われる。景観についてのチェックは、この郡や市から提出された計画のチェック時に

行われるわけである。この際には、景勝地に関する正しい客観データが記載されているかどうか、これらの景観を保護するための考え方や実施方策が妥当であるかを検討する。景勝地を特に保全しないという計画の場合は、その妥当な理由が明確にされる必要があり、それが妥当でない場合には、州が追加資料を請求したり、そこを保護する権限を持っている。また、特定地区における利用上の決定を遅らせたいという場合には、そこでエネルギー、社会的、経済的な各種の問題点を考慮した上で明確な、かつ合理的な基準のもとに将来の決定を行うため、計画や条例をつくることが義務づけられる。

景観に関するこのような規定は、「州の第5目標」と「第5目標・行政則」に示されている（関連するものとしては、この外に第6、15～18がある）。つまり、オレゴンにおいては、景観に関する重要な規定は、郡、市の土地利用計画に盛り込まれているわけである。具体的な手法は、これらの郡、市により異なる。

③ テネシー

テネシー州には、景観自体を規定する州法がなく、市レベルの用途地区条例で扱われるのが大部分である。

勿論、ハイウェイ建設に関し、若干の考慮はされるが、大きなファクターとはなっていない。

④ ヴィーモント

ヴィーモント州自体には、直接的な環境アセス制度はないが、非常に厳しい許認可制度を適用している。この関連法は、通常「第250法」と呼んでおり、土地利用許認可申請時の美的インパクトや景観の問題を扱っている。

この第250法にかかる申請は、毎年約400件あり、同じく、第248法でも若干景観に関連があり、こちらは年間24件となっている。

その内訳は、自然景観 $\frac{3}{4}$ 、都市景観が20%、残り5%が文化・歴史関連である。

新しい景観の創出については、いわゆる景観管理計画というようなものはないとしている。

前述のように、主に市・町が中心になり、用途地区規制、土地の再分割規制を行っており、この違反者に対する罰則規定もある。

関連法としては、前述の第250法である、10U. S.A. § 6001 et. seq. 州土地利用開発法, 24U. S.A. § 4401 et. seq. 市・地域計画開発(用途地区補助法), 30U.S.A. § 248 公共サービス委員会による公益保証がある。

手法としては、等高線図、航空写真、現地写真等の既存データが多用される外、現地踏査、写真撮影が必ず行われている。コンピュータモデルはほとんど用いられないが物理模型は、よく用いられている。その外、鳥瞰図、ベースやオーバレイ法も記述式と同様によく用いられる手法である。最終評価は、慣行によるものが常である。

② ヴァージニア

回送中との返事のみ。

③ ウェスト・ヴァージニア

環境アセスメントを行う部署が州内にはない。

④ ワシントン

州の環境政策法(SEPA)により景観に関するアセスが規定されている。しかし、アセスの実施にあたっては、州はあくまで郡や市が提示する土地利用や環境影響への評価資料をチェックし、指導するという立場である。

しかし、全体のアセスの中で、どの程度景観が争点となったか、あるいはその内訳はとかいったデータは入手できなかった。

新しい景観の創出については、特に州レベルでの法的措置はないが、市町レベルでは、条例、建築規制により景観や、大きさ、容積、オープン・スペース、重要地区的開発などに関する方向づけをしている。

建築許可も日本と同じように市町が建設中、直後に行っており、州レベルでもアトランダムに、検査を行っている。

関連法としては、市町レベルでの建築／用途地区規定・条例、州環境政策法、海岸線管理法、コロンビア川渓谷委員会がある。

手法については、等高線図、土地利用図、現地写真や航空写真等の既存資料がほとんど一般的に用いられるほか、現地踏査が必ず行われる。モデルはコンピュータ、物理モデル両方とも余り用いられないが、記述方式は必ず用いられている。最終評価は、

個人の主観判断に基づくことが多いとしている。

⑤ ウィスコンシン

ウィスコンシン州におけるアセスメントでは、特定部屋が統一的にアセスを行うことはないが、天然資源部によれば、300件のアセスの内、5件が景観が重要な論点になったとしている。

全体の内訳は自然景観が75%で最も多く、次いで都市景観15%，文化・歴史が10%となっている。

天然資源部の独自の指針としては、様式1600-1, NR·150.04(6), NR·150.07がある。

また、新しい景観創出に関しては、「マスタープランニング・ハンドブック」付録、「Scenic Beauty Considerations in Existing DUR Program」があり、環境影響評価(アセス)プログラムの外、発電所立地、水質規制・用途地区、大気管理等々の考慮すべき各種プログラムとの関連が定義されている。

同様に、アセス対象以下の小規模プロジェクトについても、各プログラム毎に指針が明示されている。

事業後のモニタリングにしても、通常の施行活動の一環として実施している(例えばNR118)。

関連法については、ここでは省略する。

手法をみると等高線図の外、土地利用図、航空写真が用いられる外、現地踏査が重視されている。記述式による予測が多用されており、最終評価も個人的主観によるものが常である。

⑥ ワイオミング

この州では、景観を直接扱うアセスメントは規定していない。

イ 集計結果

① 環境アセスメントにおいて景観が重要な論点となった頻度

有効回答のあった州全体の平均は、6.8%とかなり低く、景観自体は環境アセスメントの対象としてそれ程大きなウェイトを占めていない。しかし、東部のいわゆるニューイングランド地方の大西洋に面する2州、コネクティカット、メインでは、16~17%と景観に関するウェイトが比較的高くなっている。これに対し、中部中西部の内陸型ともいえる、ネブラスカ、ウィスコンシンでは、その比重は2%程度

と低くなっている。

② 景観関連アセスメントにおける自然都市、文化・歴史景観の構成比（図-4）

景観関連アセスメントのうち、全般的に大きな比重を占めるのは、自然景観に関するそれであり、約7割を占めている。これに次いで都市景観2割、歴史・文化的景観が1割となっている。

しかし、メリーランド州では自然景観の比重が10%と低く、逆に都市景観の割合が90%と高くなってしまっており他州との比較上特徴的である。

都市景観の比重が平均以下あるいは皆無なのは、コネクティカット、アラスカ、ミシガンである。

他州に比べ文化・歴史景観の比重が比較的高いのは、コネクティカット及びミシガンである。

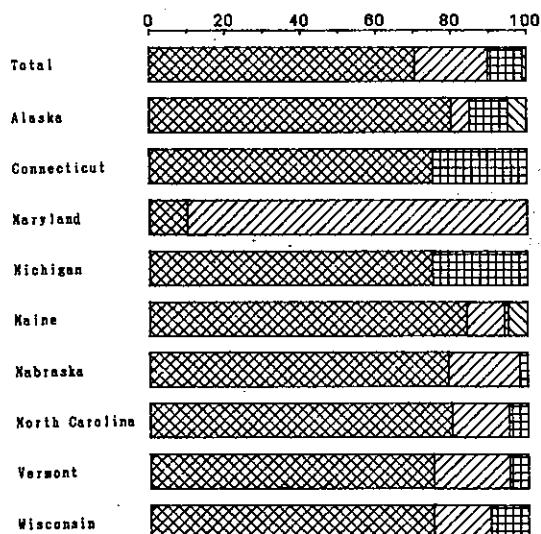


図4 景観アセスにおける自然、都市、文化・歴史の構成比

③ 環境アセスメント各段階毎の適用手法

●現況把握（図-5）

現況把握の際に最も頻繁に用いられるのが、既存資料と現地調査である。中でも、等高線図、土地利

用図と現地踏査は「常用する」州が多い。

「常用する」、「多用する」を合わせてみれば、既存の航空写真、現地写真あるいは現地撮影も多く多くの州で用いられている。

記述を含め、他の手法の使用頻度は比較的少ない。

●眺望地点よりみた景観特性の把握（図-6）

この段階も、ほぼ上と同様で、土地利用図、等高線図の順で「常用する」州が多く、現地踏査、現地写真（既存）、現地撮影と続いている。全般的に、前段階と比べて、写真や現地踏査を行う頻度が高くなってしまっており、記述式手法を用いる州も若干多くなっている。鳥瞰図、オーバレイ、イメージマップなども一部で利用され始める。

●眺望地点の調査（図-7）

この段階では、土地利用図、現地踏査、等高線図が同程度に「常用され」るほか、現地写真、現地撮影、記述式も「多用され」る。

●可視域の決定（図-8）

可視域の決定には、やはり等高線図、土地利用図、現地踏査が常用されるほか、各種写真、記述式が多用される。そのほか一部ではコンピュータによるモデルも使われることがある。

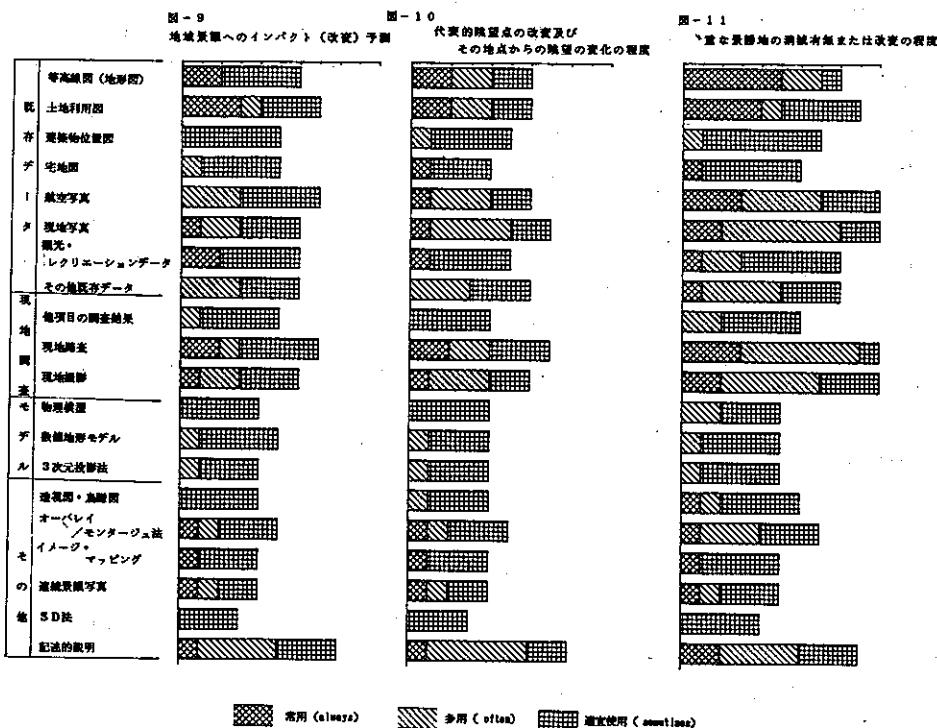
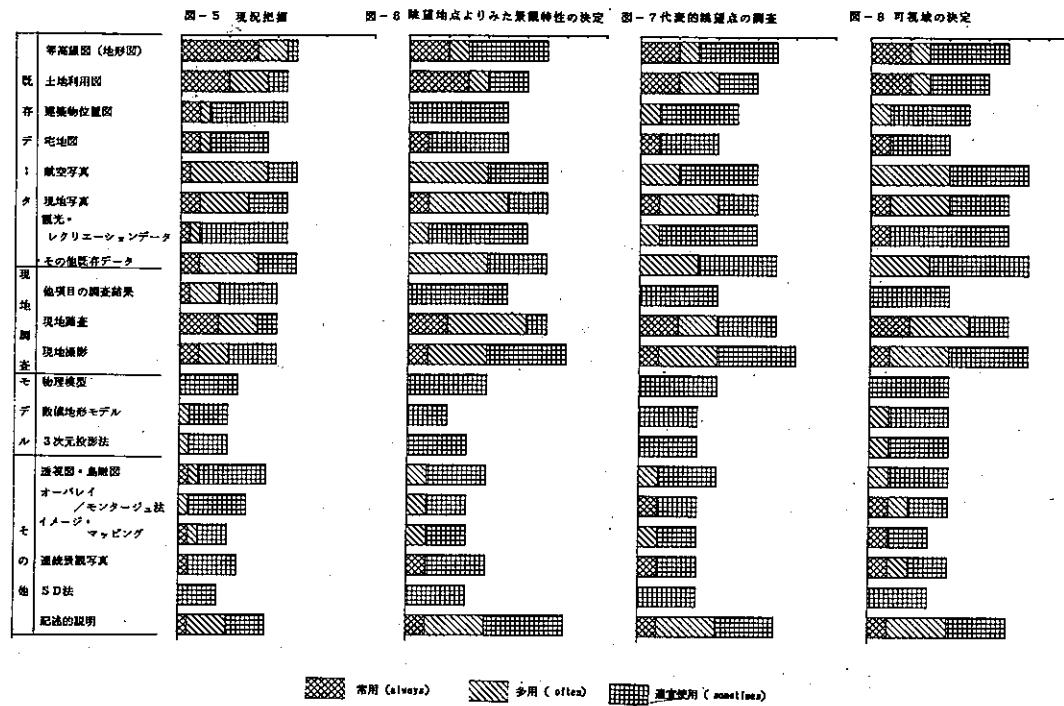
●地域景観へのインパクト（変改）予測（図-9）

この段階では、土地利用図が「常用」又は「多用」されるケースが最も多く、等高線図、観光・レクリエーション資料、現地踏査の外、写真が続いている一部には、コンピュータ関連手法もみられる。記述式も「常用」、「多用」を合わせた場合、大多数の州で用いていることになる。

●代表的眺望地点の変更及びその地点から眺望の変化の程度（図-10）

等高線図、土地利用図が多用されるのをはじめ、ほとんど地域景観へのインパクト予測と同傾向がみられる。

●貴重な景勝地の消滅有無または改変の程度



(図-11)

等高線図、土地利用図の常用が広く見られる他、航空写真、現地写真、現地撮影といった各種写真、現地踏査の多用が、ほぼ全域でみられる。

●最終評価

最終評価は、個人の主觀によるもの、慣習によるものが、それぞれ1位、2位を占めるが、集団による多数決方式は、ごく一部で見られるにすぎない。

④ その他

●州独自のアセスメント指針

州独自の指針があるとしたのは、州レベルでの景観に関するアセス制度があるとした13州のうち約半数の7州で、法としてのもの(Policy Act, Protection Act), さらにこれに基づくマニュアル(アラスカ), ガイドライン(ネブラスカ), あるいは「様式」(メリーランド・ウィスコンシン)まで具体化されたものもみられ、州による違いが大きい。

●新しい景観創出

州レベルでのアセスメントの中で、新しい景観創出を規定している州は無い。

これがみられるのは、より下位の行政レベルである郡・市の条例のほかは、傾斜基準、緑化事業(アラスカ), 砂浜拡張(コネクティカット)等の特別のケースであり、ウィスコンシンのマスター・プラン・ハンドブック等のアセスメント外での枠組みも例外的といえる。その他のほとんどの州は、実質的に各計画・設計段階でこの概念を組み込むとしており、明確な規定をしていない。

●アセス対象以下の規模の事業

州レベルでは、アセス対象以下の小規模事業に対する特別な規定は、ほとんどなく、郡・市レベルでの用途規制条例、履行保証制度等で対応している。例外は、ウィスコンシン州のマスター・プラン・ハンドブックであるが、具体的な規制というよりは、関連法との索引的ハンドブックとしての性格が強い。

●開発後の監視制度

特に、別途規定されたものは、アラスカ、メイン両州以外ではなく、他は若干の州で、通常の許認可制度の中で対応するにとどまっている。

(3) 考察

アンケートの郵送という単純な方法を用いたにもかかわらず、約60%にあたる29州からの回答を得ることができ、方法自体はその費用の割には良かったといえそうである。特に、今後のやりとりのためのコンタクト先が明らかになったことは大きな収穫であろう。

しかし、内容としては環境アセスメントを州レベルで実施しているところが少なかったこと、あるいは景観についてウェイトを置いた事例が多い州があまりなかったことは、単純な統計処理での分析の有効性を減じる結果となった。

景観関連のアセスメントの中では、自然景観に関するものが圧倒的に多く、都市景観に対する比重が大きかったのは、極く一部の州だけであった。

個別手法としては、既存資料、写真、現地踏査等の従来からの手法が大勢を占めており、コンピューターを用いた数値モデル等は余り使用されていない。

いずれにしても、「景観についてはこういうやり方が主流である、あるいは近い将来大勢を占めるであろう」と言い切れるようなマニュアルは勿論、方法論に関しての感触も得られなかった。

しかし、コンタクト先の開発、諸資料の収集という意味では、次のケース・スタディーのための資料選択の有効な基礎ステップとなった。

2. ケース・スタディ

(1) 選定の理由

「デナリ・ランゲル・セント・エリヤス」(アラスカ州天然資源部)をケース・スタディーの対象とした理由としては、第1に、資料自身が一つの流れに沿ってまとめられた報告書であり、今回のように意志伝達のためのやりとりの回数が制約される調査方法による場合、比較的まとまった参考資料として用いることができたことがある。第2は、東京都とアラスカ州という環境も気候も、人口密度も全く異なる条件であるにもかかわらず、対象となった事業が、ハイウェイ、道路

の改築に関するものであり、これは東京都のアセスメント対象事業の1つとなっているからである。そして第3の理由としては、その内容が平易であるにかかわらず、景観を対象としたアセスの実践的な事例としてはユニークなものであることがあげられる。最後に、このケース・スタディーは、新しい景観創造への提言も含んでいるという点が指摘できる。

(2) 背 景

アラスカ州内のデナリ国立公園とランゲル・セント・エリヤス国立公園を結ぶパークス・ハイウェイ、デナリハイウェイ、リチャードソン・エドガートンハイウェイとチトナ・マッカーシー間の道路の各区間沿道の左右各々1マイル内の公有地は、開発・利用が制限されている（アラスカ国益地保全法）。さらに、この

法はアラスカ州をはじめ関係機関による合同総合調査を義務づけており、その内の1つがこれにより規制を受けている土地の景観・レクリエーション上の価値、連絡路としての配置の妥当性とるべき姿を明らかにする要請である。

この要請に対し、連邦、州、現地企業の調査チームと検討委員会が設置され、全体の作業項目が決定された（図-12参照）。

このケース・スタディーの対象は、このうち、作業項目8と9の「資源分析」に関するものであり、対象となった4つの道路沿いの景観・レクリエーション資源の評価とその管理方法に関する提言を行っている。（これは、連邦による要請ではあるが、ここで用いられた方法は既にアラスカ州レベルで実施されているものを踏襲している）

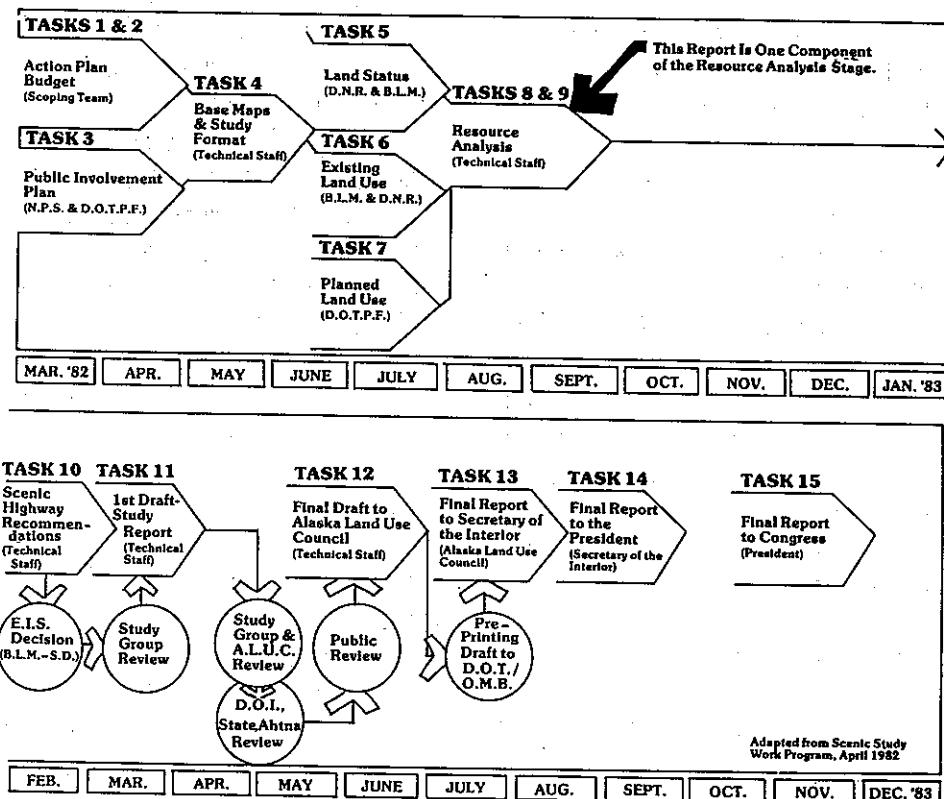


図12

(3) 概要

ア 地区分割

現地踏査、評価に先だって、対象地区内の路線の分割が行われた。これには、第1段階の景観特性類型への分割という大まかなものと、第2段階の評価ユニットへの分割という最終評価単位への細かい分割の2段階がとられた。

● 景観特性類型

これは、景観特性上、他とは異なる地形、岩盤構成、水系形態、植生パターン等を示す土地の範囲で、道路の特定範囲を分類する際の基準として用いられている。キャントウェルとマッカーシー間は、9つの景観特性類型に分割されており、短い所で9マイル、長いところで65マイルに及んでいる。この分類は、後述する管理のため、視覚資源管理ユニットとは異なり（それより粗い）、それ程厳密な分類ではないようである（図-13参照）。

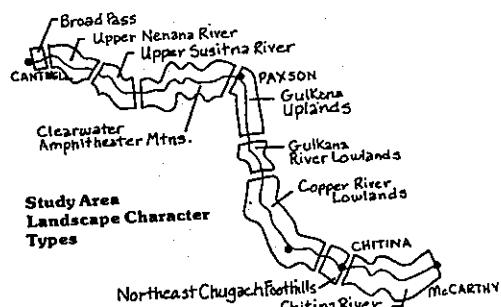


図 13

● 評価ユニット

1評価ユニットは、景観特性類型を道路に沿ってさらに小分割したもので、通常2~3マイルの延長からなり、他と異なる視覚特徴を持つもので、現地分析の際の基本単位として用いられている。例えば、キャントウェルからチティナまでは153箇、チティナからマッカーシーまでは29箇の評価単位が存在する。

分類基準は、視覚上の特性ということで、景観特性に比べれば比較的、観察者間での共通の尺度とし易いものであろう。なお、評価の焦点は前景（東京都アセ

ス指針では「近景」）におかれていている。

イ 現地評価

ランドスケープアーキテクトと、資源プランナーによる現地評価チームは、5週間にわたって現場での諸条件分析、現地評価を行った。現地調査評価結果は、1枚の様式に整理される。視覚資源インベントリー様式がそれである（図-14）。

写真とともに現地記述、特記事項の外、評価事項としては、視覚質、管理概念、とマッカーシー道路の再配置についての可能性である。

● 固有視覚質 (Intrinsic Visual Quality)

視覚質、マッカーシー道路再配置のそれぞれに共通する、評価項目はさらに3つに分れるが、その第1がこの固有視覚質である。これは、景観自体の構成成分や要素相互の干渉関係を通じての表現の度合、つまり形状、線、色彩、感触等の視覚上、特異でかつ快いパターンを創り出す景観の持つ固有能力といえる。多様性が視覚的に特異な景観体験の創出上、重要な役割を果しているという前提で、具体的評価小項目としては、自然要素の結合状況の指標として：①陸・空の調和、②土地形態、③地表被度、④水系形態、が設定されているほか、⑤驚き、⑥期待、⑦順序の多様性、⑧眺望、⑨ユニークな自然の視覚要素があげられており、それぞれ両進行方向での評価が行われている。評価の際は、本来の自然状態すなわち、人為的なものを捨象したと想定している。

● 土地利用・開発

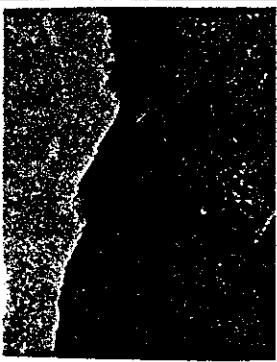
共通評価項目の第2がこの人為的要素であり、住宅、商業・公共関連、工業、レクリエーション、歴史・文化的な場所の他、土地の管理的利用である木林伐採、鉱業、素材掘削、さらにマイナス要素としてくずや廃車、看板などがあげられる。

● 道路特性

道路特性の評価のため、道路用地管理、道路設計のインパクト、道路標識その他構造物の3点が評価されている。

Scenic Resource Inventory

character type Chiricahua Plateau date 05/26/02
unit description through generally open, low to gently sloping, weathered, patchy cloudy
 rocky terrain with large and smaller talus, and medium size fl - of - way width
land ownership adjacent to road
issues Road realignment - Cut 1012 development clearly planned recorded by Bureau of Land Management
 existing alignment would not accommodate larger vehicles



Looking east across marsh

A very large area under cultivation, particularly west of the lake change to vines after a few years. The vines grow well for a long duration until finally it is visible and a vine yard fails. This requires strict control, right-of-way management of "H" and other areas suffice than their clearing at road edge.

At first I was skeptical about the value of this assessment unit, because it did not seem to relate directly to the design and construction of the main part of the study. But I soon realized that alignment is necessary to know how much higher than the surrounding landforms plants and animals, the soil will be. Distinctive features and conditions were used throughout the unit to reinforce the concepts.

卷之三

Unit N-12 situated to the southwest of the main camp, was built by the same contractor as the main camp, and was used to house the same type of personnel.

roadway characteristics		overall visual quality rating	
edge/south	right	very good	225
left	right	good	
old	old	fair	
old	old	poor	
		total	0

overall visual quality rating

卷之三

subordinate to the surrounding **Unit** **K-1**, which includes all species it follows. The **Unit** **K-1** includes all species that are **Unit** **K-1** dependent, and **Unit** **K-1** includes all species that are **Unit** **K-1** independent.

14

以上の、固有視覚質、土地利用・開発、道路特性の総合評点が視覚質の評点となる。これは、絶対的な数量というよりは、他の評価ユニットとの比較の際の相対的指標とみるべきものである。

次に、各ユニットの記述部分であるが、これには、土地所有権、問題点（課題）、及び道路幅員が付記される。これらは、現地調査以前に、資料収集という形で入手、記録される。こうすることにより現地では、特殊な管理上の問題や所有責任に絡む提言などに労力を集中することができる。また写真も添付される。

次に、管理概念であるが、これは維持したり、増強するための具体的提言のもととなるものであり、評価ユニット毎に明かにされる。この概念には、5種類がある。第1は、グリーンベルトや目隠し、第2は、道路用地自体の管理、第3は駐車場や休憩場設置の可能性、第4は見苦しい箇所の景観改修、第5は問題点に対する解決の方向づけである。

地域特性の観察結果は、地図上（地形図、土地利用図の複合原図）に整理している。項目としては、評価ユニットからの視域の描写や、遠景の位置や記述、修景の可能性範囲、評価単位の位置や境界のほか、管理概念を導入すべき位置等も記録されている（図-15）。

なお、全原データは、フィルム、写真とともにアン

カレッジのB LM図書館に収蔵されている。

ウ 提言のまとめ

調査結果、評価、提言は4つのレベル毎にまとめられている。

第1は、対象地域の全体的な立場からのもの、第2は、デナリ、中央リチャードソン、エドガートンハイウェイ、マッカシー道路の4道路毎に、第3は、視覚資源管理ユニット（管理ユニット）と呼ばれる同質的な景観資源特性を持ち、同一的な管理の対象となる道路区分である。これは、次の評価ユニットの評価結果にもとづき、これをいくつか統合することによって成っている。第4は、評価ユニットである。

① 対象地域全体レベル（図-16）

全体的な立場からの結論・提言は先ず、デナリからランゲル・セント・エリヤス国立公園に至る景観・レクリエーションルートの指定に関する項、次にレストエリア・システムと景観資源に関する情報・教育プログラムに関する項、第3に実施責任と行動項目に関する項から成っており、全体的な結論づけと、方向づけとしてまとめている。

なお、詳細は付録に全訳しているので、ここでは省略する。

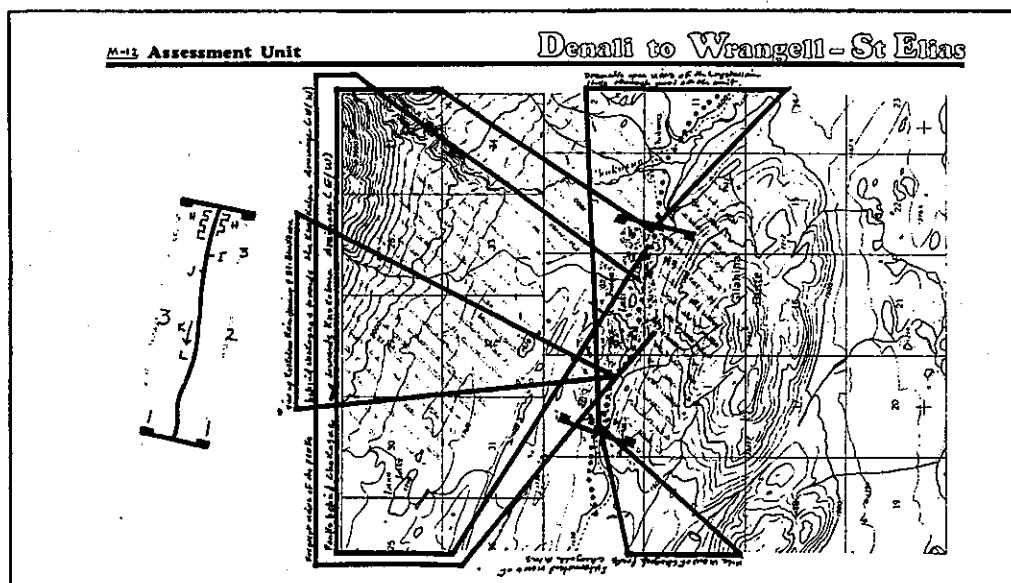


図 15

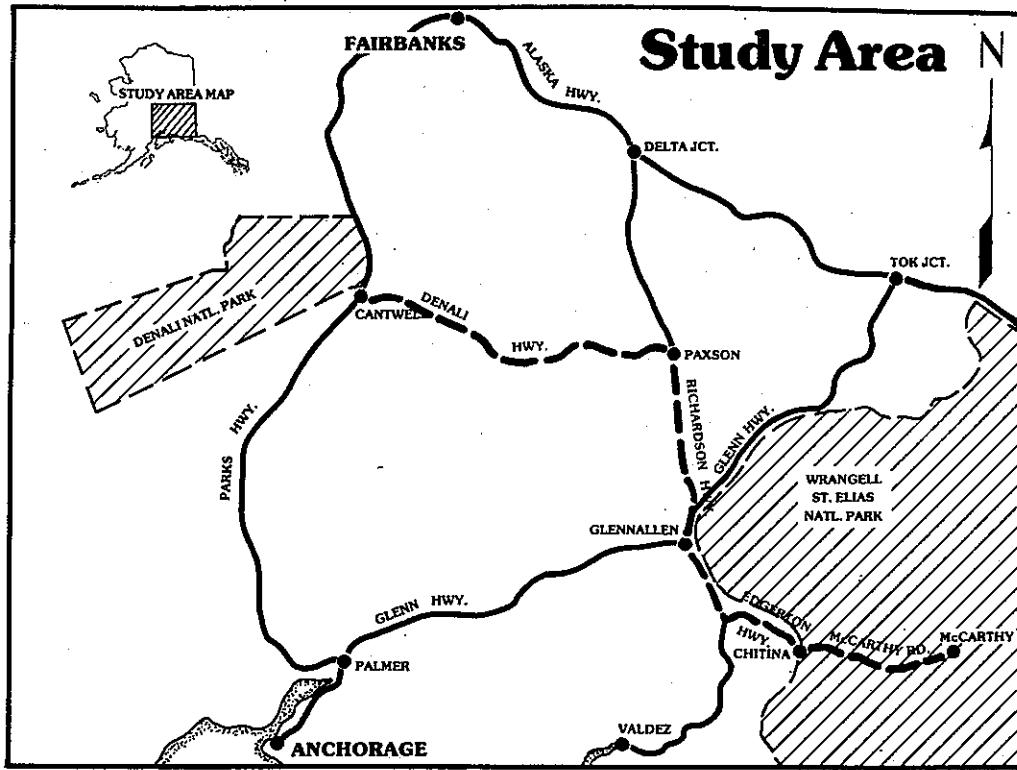


図 16

② 道路レベル

道路レベルでは、管理ユニットでの結果をもとに概論、問題点、及び結論・提言の順にまとめられている。

結論・提言はさらに、

- 資源価値(まとめ)
- 管理テーマ
- 管理目標
- 実施策
- 道路改修

— 土地利用・開発

— 待避所、その他施設

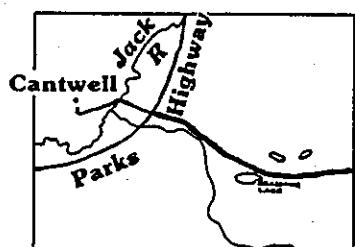
— 道路用地管理

— 緑地帯

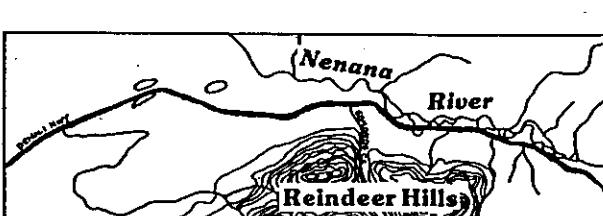
— 原材料調達地

の項目毎に具体的にまとめられており、意志決定者レベルの報告という性格が強いといえる。

ここでは、各道路毎の管理ユニットの分割図も提示されている(図-17及び表2及び表3参照)。



1 Cantwell Area



2 Reindeer Hills & Pyramid Peak
図 17

表2

Denali Highway Visitor Information & Points of Interest Evaluation
from: The Denali Highway Information Plan

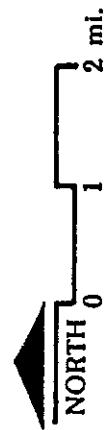
Site	Mgt. Unit and Site Location	Study Recommendation	Site	Mgt. Unit and Site Location	Study Recommendation
1. <u>Visitor Information Center</u>	Unit 9 Site: T-2	No	11. <u>Wildlife Point of Interest - Waterfowl and Shorebirds</u>	Unit 6	Not evaluated
2. <u>Wrangell Mountains Viewpoint - Views of Mt. Drum and Mt. Sanford</u>	Unit 8 Site: Rec-1	Yes	12. <u>Geologic Point of Interest - Eaker</u>	Unit 6 Site: T-2	Yes
3. <u>Landmark Gap Viewpoint</u>	Unit 8 Site: R-6	Yes	13. <u>Geologic Point of Interest - Talus Slopes</u>	Unit 4 Site: T-4	No
4. <u>Alaska Range Viewpoint</u>	Unit 7	No	14. <u>Denali Viewpoint - Historical/Landscape Interpretation</u>	Unit 3 Site: T-14	Yes
5. <u>MacLaren River Viewpoint - Includes nearby pingoes, several vegetation types</u>	Unit 7 Site: Rest-1	Yes	15. <u>Wildlife Point of Interest - Waterfowl and Caribou</u>	Unit 3 Site: T-12	Yes
6. <u>Geologic Point of Interest - Pingoes</u>	Unit 7 Site: T-4	Yes - But no parking location	16. <u>Botanical Point of Interest - Effects of permafrost, climate, altitude, and aspect on plant growth</u>	Unit 3 Site: T-2	Yes, slightly different location
7. <u>Geologic Point of Interest - Sinkholes</u>	Unit 7 Site: T-3	Yes	17. <u>Nenana River Viewpoint</u>	Unit 3	Not evaluated
8. <u>MacLaren Glacier Viewpoint</u>	Unit 7	Not evaluated	18. <u>Visitor Information Center</u>	Unit 2 Site: IT-1	No as info. center, yes as viewpoint
9. <u>Geologic Point of Interest - Crazy Notch</u>	Unit 7 Site: T-1	Yes			
10. <u>Wildlife Point of Interest - Beavers</u>	Unit 6	Not evaluated			

表3

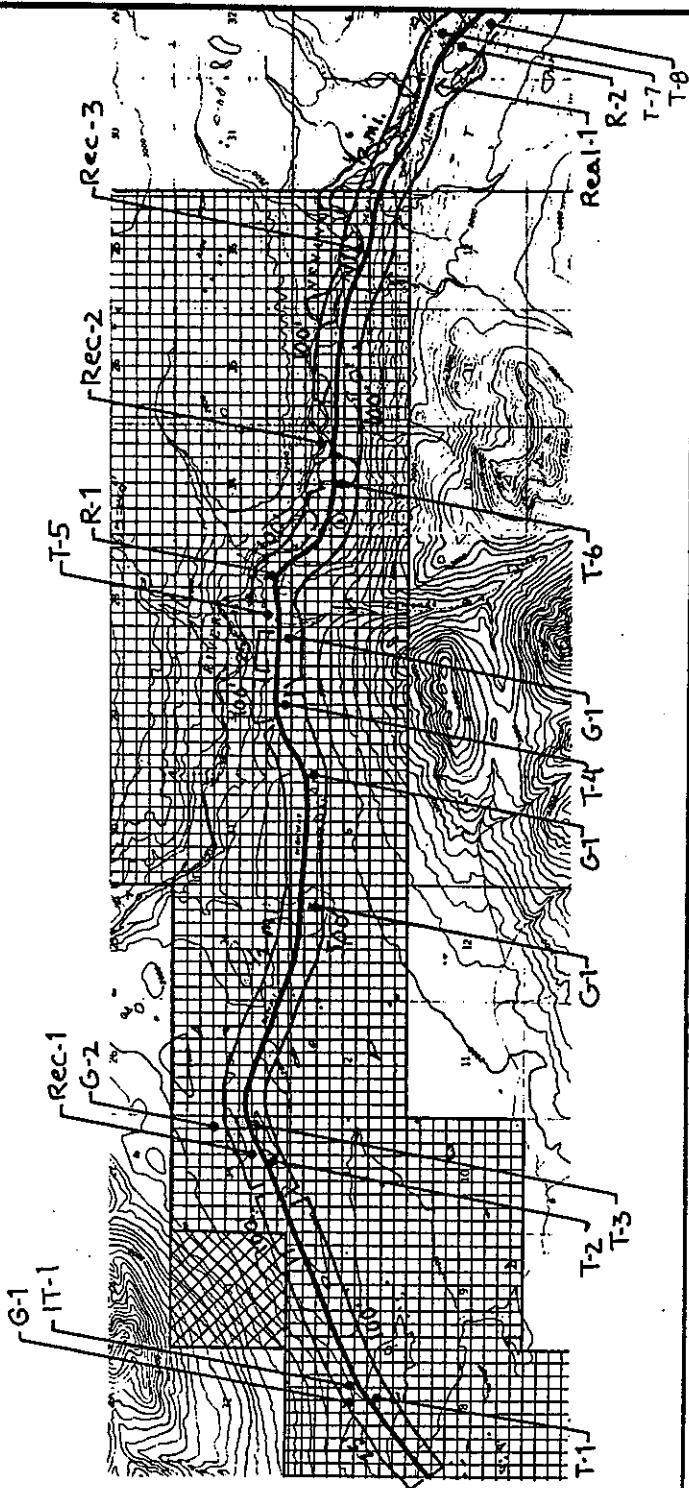
Rest Area / Interpretive Sites			
Location	Landscape Character Type	Mgt. Unit	Description
Assessment Unit D-19: East of Canyon Creek	Upper Nenana River	3	Site is used for gravel extraction and would need considerable reclamation. It is an excellent viewpoint with a nearby lake that provides a good expression of the forested landscape dominated by near and distant mountains.
Assessment Unit D-26: East of Susitna River crossing	Upper Susitna River	4	Located at a former material site close to the Susitna River crossing, the site can be developed as a day use rest area/interpretive center, as well as a campground. Construct a boardwalk to the northeast bank of the river, and a foot trail up the south side of an eaker to a point with views of the Alaska Range, Susitna River, and Talkeetna Mountains. This viewpoint should also include a small roadside parking area and an interpretive sign.
Assessment Unit D-56: East of MacLaren Summit	Clearwater/Amphitheater, Mountains	7	Site is now a large turnout with a litter barrel. It offers a spectacular panoply of those elements characteristic of this landscape: the expansive MacLaren River Valley, snow-capped peaks of the Alaska Range and Clearwater Mountains, and associated glaciers. This site was identified both in the BLM Denali Highway Information Plan and by DOTPF. A short hiking trail to view small lakes and pingoes could be developed.
Assessment Unit D-1: Near Cantwell	Broad Pass Depression	1	In addition to the rest area recommendation, the site was identified for a turnout by DOTPF and a visitor center site in the Denali Highway Information Plan. Mt. McKinley is visible from here along with development around Drashner Lake and Cantwell. Because of the openness of the landscape, sensitive site design is required and a 300 foot greenbelt should be established around the perimeter of the site. A trail link to Jack River could be developed from the rest area.

2 Reindeer Hills & Pyramid Peak

Assessment Units D3-D8



- KEY**
- T-Turnout
 - G or - Greenbelt
 - Real-Proposed Realignment
 - R-Reclamation
 - Rec-Recreation
 - IT-Information Turnout



③ 管理ユニット

このレベルでは、評価ユニットの結果をもとに、概論・土地所有・管理責任、管理目標、管理提言の順にとりまとめられており、技術レベルのかなり詳細で具体的な提言となっており、その記述には地図（地形図・土地所有図上に記入）が併用されている（図-18）。記述および図上に記入される具体的な管理提言としては、以下の様なものを含んでいる（管理ユニット2：リンディアヒルとピラミッドピークの例）。

図18参照

● 土地利用・開発 (LU)

この管理ユニットの土地利用上の特徴や可能性を記述した上で：

- 開発行為は道路から遠距離に離すこと
 - 構造物を樹木や地形で隠すこと
 - 地形、植生にはなるべく手を加えないこと
 - 色彩、感触が周囲と調和する資材を使用すること。
 - 建築物の設計図には、形状、規模を周囲の景観と調和させること。
 - アラスカに特徴的な歴史・文化的デザインである、丸太小屋、宿泊所などを極力用いること。
 - オープンな場所では、眺望の方向とは反対方向に開発立地する。
- 等、規制的指針を示している。

● 緑地帯 (G)

私有地と公有地に分けて、それぞれ提言を行っている。

私有地の場合、緑地帯のこの管理ユニットでの有効性を述べた後で、5つの分類をしている。

第1は、視覚吸収能力（言葉の定義については付録にある全訳中に記している）の非常に高い地区では緑地帯は道路用地外側25フィート幅でよく、第2は、これが中あるいは低度の地区では100フィート必要としている。第3は、特に視覚吸収能力が低いオープンな地区の場合で、300フィートが提案されている。第4に、河川敷が道路と重なるところでは、河川沿いに眺望可能範囲での緑地帯設置を進めている（G1）。第5は、湖の周囲ではレクリエーション用に100フィー

トの緑地帯が提案されている（G2）。

無論これら緑地帯内での建設行為、地形、植生の変更はすべきではないとしている。

これに対し、公有地では、目隠し効果が期待しうる地区では100フィート、これ以外の道路南縁の地区では300フィート、これ以外の道路北縁では0.5マイル幅が提言されている。しかし、基準を満足する構造物の緑地帯内の設置は認められるとしている。

● 原材料調達地と改修

砂利採取など道路建設のための原材料調達地と景観との関連を記述した後、用うべき技術指針として、採掘技術は斜面や植生に与える影響が最小のものを用いること、道路用地区での砂利採取はしないこと、調達地点へのアクセス道路はなるべく見えにくくすること、既存調達地の改修を優先させることを提言している。

その他、特別留意地点として、0.5マイル内にある目立つ採掘跡や、露出した土手の改修の優先度の高さ（R-1）、崖崩れ箇所の原因究明調査の必要性（R-2）を提示している。

● 道路用地管理 (ROW)

無差別の低木除法の危険性を述べた上で、樹木・低木の伐採量の制限、切り枝の道路用地からの除去、背の低い植生の定着促進、伐採幅の変化、切り込みによる高低変化等について提言している。

● 待避所 (T)

既存待避所の評価によれば、効果的なものと、そうでないものがあり、さらに眺望のためのより良い待避所の設置を概説している。

以下に数例記述する。

- フィッシュ・クリークの待避所からは、歩いてクリークに出られるが、非常に目に付き易いため、河川砂利以外の草木は伐採し、良好な眺望を確保すること（T-1）
- この2～3車程度の収容力をもつ待避所は、若干、地ならしと舗装を要するが、規模は維持すること。道路の反対側から湖に出る小径をつけること（T-2）。

— この駐車場も兼ねた待避所は明かに湖でのレクリエーション用だが、大きすぎて、景観上問題がある。入口を小さくし、路肩に再植生をほどこすこと (T-3)

— このパノラマ的地点は、2車用に道路を拡幅すること (T-4)

— 計画中の地点は適地といえる。150フィート以上のところに車の入口、駐車場を作り、川沿いの木製の歩道等、調和ある歩行路を作ること。(T-5)

等々である。

● インフォメーション待避所 (IT)

道路各合流点での旅行者用インフォメーション・エリアが提言されている (IT-1)

● レクリエーション (Rec)

この管理ユニット内ではレクリエーション施設の改善が必要であり、これには民間の土地所有者も、ボート船着場、キャンプ場、別荘などにより参加することができる。勿論、公共施設も可能である。いずれにしても慎重な計画は必要であろう。

— BLM指定によるレクリエーションエリアは、カヌー、ハイキング、釣りなどに利用できる。あまり、目隠しになるものがないので、高い要素を持つ立地は特に注意して行う (Rec-1)。

— ネナナ川の眺望上、計画中の船着場は、十分な注意を要する。駐車場は目隠しが必要で、高密度のモミなどを車側に植える必要があろう (Rec-2)。

— この船着場も、目につき易いため駐車場は、上の道路際に設置する必要があろう (Rec-3)。

● 道路再配置 (Real)

現在計画されている、このユニット東部での再配置は、土砂崩れを避けるためではあるが、ネナナ川の最

もすばらしい眺望が観れなくなるおそれがある。しかし、小山の北側に待避所を作り前景の植生を適度に伐採すれば、ネナナ川のよい眺望点となるであろうとしている。

(4) 考察

この報告中には、方法論自体に関する議論はない。素直に内容に入っている。これは、同様の手法、方法論による前例があった(アラスカ州)こともあるが、もともと手法自体が平易であるためとも考えられる。

個別項目の評価は 専門家(ランドスケープアーキテクト、資源プランナー)の主觀によっているが、このわかり易さのため、他の人によるチェックがすぐ可能であり、その意味では逆に受け入れ易い手法、まとめ方となっている。また事前に「多様性を重視する」等観察者の「好み」に関するディスカッションを行ったことも無視できない重要手続きであろう。

これに対して提言の方では、景観の維持保全にとどまらず、創出も含めて具体的な実施策の提案をしている。

州ないし公共サイドの事業以外に、民間サイドにも景観創出を含めた具体的指針を提案している点がユニークである。

しかし、これに関する疑問点の第1は、無垢の自然の人間への見せ方についてで、例えば「樹木のトリミングなどにより、景観のフレームを創る」際のやり方が主觀的になるが、その際の問題点はないかということである。

第2は、提言は民間サイドにとっての啓蒙的意味にとどまらず、実践の指針となるべきものではあるが、行動の制限の見かえりとしては「景観との調和のある開発はそれ自体、経済的メリットを生むものであり」民間サイドにも十分リターンがあるはずだ、あるいは「よい景観の管理・創出はコスト高には必ずしもつながらない」ということで終っている。その割に、「可能性のある事業例」をみると必ずしも事業者からみて妥当なものばかりではなく、公的機関による設計補助についての記述も不十分なものであった。

両点とも、国情の違いと言う言葉で簡単には処理したくないが、東京都のように権利や利害が複雑に絡み

合っている地域の場合に新しい景観の創造を誘導する場合は、これを更に前進させたり（プレ・フィージビリティースタディー等）、各種のインセンティブを検討する必要がある。

いずれにしても、この手法は基本的評価は主觀によるが、その後のチェックを受け易くするための分野、項目に体系的に整理してあり、住民を含め関係者との意志疎通を容易にしている点が特徴である。

景観という評価対象自体が、人により、また、空間的、時間的（歴史的）要素により影響を受け易いものであることを考えれば、このようなやり方も一つの方向として検討する価値があるのではなかろうか。

III 今後の課題

外国の自治体における環境影響評価制度上の「景観」の取扱いがどのような状況になっているかというテーマで米国の各州を対象に調査研究を行ってきたが、自治体レベルでの実践的な手法を議論する以上、本来はその手法を用いた結論の強制力、法的有効性をも前提とした上での議論が必要であろう。しかし、景観のみの位置づけがある例は少なく実際にこの問題を追究すれば、環境アセス制度自体の各州での位置づけを論議する結果になってしまい、本来の研究趣旨とは反する方向に発展することになる。したがって、この調査研究では、手法自体に焦点をあて、その法的根拠については若干触れる程度にとどめた。

法的規制力、その他この方面での事例や、入手資料以外の文書にならない事情をさらに明らかにするのであれば、各州担当部に対するフォローが必要であろう。

しかし、より小規模なレベルでの具体的な事例を、より詳細に把握するには、特定の郡や市に対して資料の送付依頼をした方がはるかに有効であり、州レベルでの枠組と合わせた評価が今後の課題である。

以上